

秋田県条例第十七号

秋田県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

秋田県民生委員の定数を定める条例（平成二十六年秋田県条例第九十九号）の一部を次のように改正する。
本則の表中「二八四人」を「二八六人」に、「二八人」を「二七人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。